

区割り改定案の作成方針

平成 28 年 12 月 22 日
衆議院議員選挙区画定審議会

1. 改定を検討する選挙区

選挙区の改定案の作成は、以下の選挙区について行うことを基本とする。

- (1) 平成 27 年日本国民の人口（平成 27 年の国勢調査の結果による総人口から外国人人口を差し引いた人口をいう。以下「27 年人口」という。）又は平成 32 年見込人口（27 年人口に 27 年人口を平成 22 年日本国民の人口（平成 22 年の国勢調査の結果による総人口から外国人人口を差し引いた人口をいう。）で除して得た数を乗じて得た数をいう。以下「32 年見込人口」という。）の最も少ない県の区域内の選挙区
- (2) 選挙区の数が増加することとなる県の区域内の選挙区
- (3) 2（1）の基準に適合しない選挙区
- (4) （3）に掲げる選挙区を 2（1）の基準に適合させるために必要最小限の範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる選挙区

2. 改定対象選挙区の区割り基準

- (1) 次に掲げる基準に適合するものとする。

- (イ) 各選挙区の 27 年人口が、27 年人口の最も少ない県の区域内における 27 年人口の最も少ない選挙区の 27 年人口以上であって、かつ、当該 27 年人口の 2 倍未満であること。

	H27 日本国民の人口
(参考) 鳥取県の改定原案における 2 区の人口	283,502 人
〃	の 2 倍未満 567,003 人

- (ロ) 各選挙区の 32 年見込人口が、32 年見込人口の最も少ない県の区域内における 32 年見込人口の最も少ない選挙区の 32 年見込人口以上であって、かつ、当該 32 年見込人口の 2 倍未満であること。

	H32 見込人口
(参考) 鳥取県の改定原案における 1 区の見込人口	277,569 人
〃	の 2 倍未満 555,137 人

- (2) 1（1）に掲げる選挙区の改定案の作成に当たっては、当該県の区域内の各選挙区の 27 年人口及び 32 年見込人口の均衡を図るものとする。

- (3) 1 (3) 及び (4) に掲げる選挙区の改定案の作成に当たっては、選挙区の区域の異動は、(1) の基準に適合させるために必要最小限とするものとする。具体的には、改定にかかる市区町村の数又は人口を考慮するものとする。
- (4) 選挙区は、飛地にしないものとする。
- (5) 選挙区の改定に当たっては、市（指定都市にあっては行政区。以下同じ。）区町村の区域は、分割しないことを原則とする。
ただし、次の場合には、市区町村の区域は分割するものとする。
- (イ) 選挙区が一の市区（市区の区域が分割されている場合を含む。）で構成され、当該選挙区の27年人口又は32年見込人口が(1)の基準に適合しない場合
- (ロ) 1 (3) 及び (4) に掲げる選挙区の改定において、市区町村単位の改定では、各選挙区の27年人口又は32年見込人口を(1)の基準に適合させることができない場合
- (ハ) 1 (3) 及び (4) に掲げる選挙区の改定において、市区町村単位の入れ替えによる改定では、各選挙区の相当数の人口が異動することとなる場合
- (ニ) 1 (3) 又は (4) に掲げる選挙区の改定において、現在分割されている市区町の区域を一の選挙区に属することとする改定では、各選挙区の相当数の人口が異動することとなる場合
- (ホ) 選挙区が飛地となることを避けるために必要な場合
- (ヘ) 1 (2) に掲げる選挙区の改定において、当該県の人口最大の市（当該市の区域をもって単独の選挙区とすることができる場合に限る。）の区域をもって又は当該市及び他の市町村の区域をもって選挙区を設けることでは、各選挙区の位置、形状等及び地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮すると、合理的に改定を行うことができない場合
- (6) 行政区画に併せ、地勢、交通その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するものとする。
その場合、以下のことに留意するものとする。
- (イ) 郡の区域は、できる限り分割しないものとする。
- (ロ) 北海道の選挙区の改定案の作成に当たっては、総合振興局又は振興局の区域を尊重するものとする。
- (ハ) 東京都の選挙区の改定案の作成に当たっては、区部及び多摩地域の区域を尊重するものとする。

3. 改定案作成の作業手順

以下の作業手順に沿って改定作業を行うものとする。

- (1) まず、1 (1) に掲げる選挙区について、2 に掲げる改定対象選挙区の区割り基準（以下「区割り基準」という。）に適合するように改定原案を作成するものとする。
- (2) 1 (2) に掲げる県については、当該県の区域内にある選挙区のうち、その人口が最も少ないものを手がかりとし、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。
- (3) 1 (3) 及び (4) に掲げる選挙区については、区割り基準に適合するように改定案を作成するものとする。
なお、東京都の選挙区の改定案の作成に当たっては、隣接選挙区の全てが2 (1) の基準に適合していない選挙区のうち、一の市区で構成され、かつ、市区の区域が分割されている選挙区を手がかりとし、順次、調整可能な選挙区へと、調整を図るものとする。
- (4) 作業の結果得られた区割りの改定案が、合理的かつ整合性のとれたものになっているかどうかの総合的な検討を行うものとする。